

まるとく
くらし得情報

6
JUNE 2009

MARUTOKU

- 県消費生活センターにご相談を…………… 1
- 新しく社会人となられた方へ…………… 2
- 借金でお困りの方へ 他…………… 4

こんにちは！消費生活センターです！

県下5箇所の県消費生活センターでは、みなさまからの消費生活に関する相談を日々お受けしています。

使った覚えがないのに有料サイトの料金を支払うよう携帯電話にメールが届いた。

訪問販売で無理やり高額な布団を買わされてしまった。返却したい。

サラ金からの借金がかさみ、生活に困っている。

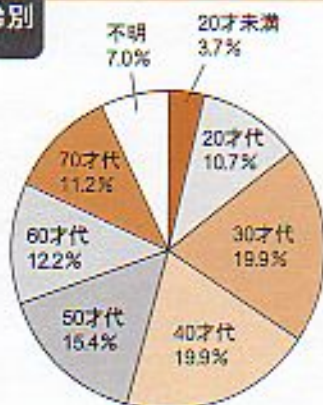


『困った』『どうしよう』そんな時は県消費生活センターに早めにご相談を！

長野消費生活センター (長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健所庁舎1階)	☎ 026-223-6777	FAX 026-223-6771
松本消費生活センター (松本市中央1-23-1 松本商工会館内)	☎ 0263-35-1556	FAX 0263-35-0949
消費生活センターおかや (岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ1階)	☎ 0266-23-8260	FAX 0266-23-8248
飯田消費生活センター (飯田市遠手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)	☎ 0265-24-8058	FAX 0265-21-1703
上田消費生活センター (上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)	☎ 0268-27-8517	FAX 0268-25-0998

平成20年度県消費生活センターにみなさまから寄せられた苦情相談は16,665件にのぼりました。ご相談の内訳は次のとおりとなっています。

年齢別



販売方法別

